

静岡市スポーツ推進審議会について

1 スポーツ推進審議会の設置

スポーツ基本法第31条及び静岡市附属機関設置条例の規定に基づき設置

※スポーツ基本法第31条

都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

2 スポーツ推進審議会の所掌事務

スポーツ基本法第31条の規定に基づくスポーツの推進に関する重要事項の調査審議をし、又は市長に意見を述べること。

3 組織

(1)委員定数 15 人以内

(2)次に掲げる者のうちから選任

- ① 学識経験がある者 4人
- ② 関係行政機関の職員 4人
- ③ スポーツ団体の代表者 4人
- ④ 市民公募委員 3人

4 委員の任期

2年(補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。)

2025年(令和7年)8月18日から2027年(令和9年)8月17日まで

5 委員の報酬

1回 11,500 円(所得税込み)

6 任期中のスケジュールと内容

別紙資料 1-2 のとおり

7 審議会の公開、会議録作成・取扱い

「静岡市における附属機関等の設置及び運営に関する指針」及び「附属機関等の会議の公開に関する要領」に基づき、特別な場合を除き原則公開とし、会議終了後は会議録を作成・公開する。